福祉型障害児入所施設
医療型障害児入所施設
　地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

障害児相談支援
　地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
　地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

七　発達障害者等に対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催
　地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。

発達障害者支援センターによる相談支援
　現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
　現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
　現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。

別表第二

事項	内容
一　市町村障害福祉計画等の基本的理念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、市町村障害福祉計画等の基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二　提供体制の確保に係る目標	
㈠　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。
㈡　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標	障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に則して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。

三　支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

㈠　各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

①　別表第一を参考として、⑤の平成三十二年度末の地域の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、平成三十二年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。

②　指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。

③　各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備の方策を定めること。

④　圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。

⑤　当該市町村が属する都道府県が別表第四の当該都道府県の区域（地方自治法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四において同じ。）における平成三十二年度末の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して、当該市町村の区域における平成三十二年度末の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。

㈡　各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

①　別表第一を参考として、平成三十二年度までの各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。

②　指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。

③　圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。

四　市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

　市町村が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。

①　実施する事業の内容
②　各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
③　各年度の見込量の確保のための方策
④　その他実施に必要な事項

五　関係機関との連携に関する事項

㈠　指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

　市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。

㈡　指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

　市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。